

# 扶養申請書

(任意継続新規扶養)

記入日 年 月 日 (必ず記入)

ベネッセグループ健康保険組合理事長 殿

以下のとおり被扶養者認定審査をしていただきたく、「任意継続被保険者資格取得申請書兼被扶養者申請書」または「被扶養者(異動)届」に認定確認書類(添付書類)を添えて提出します。

なお、認定審査においてさらに詳しい調査が必要となり、健保組合から追加調査の依頼があった場合、それに応じることに同意した上で申請します。

太枠内はもれなくご記入ください (添付書類については必ず別紙をご確認ください)

被保険者証 記号-番号	—	被保険者 氏名	配偶者の有無 (いずれか○)	有 無 (未婚・離婚・死別)
----------------	---	------------	-------------------	-------------------

※ 配偶者(有)の場合は配偶者の収入証明が必要です。(収入なしの場合は所得証明書(記載省略なし)添付)  
(配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は省略できることもあります。)

※ 配偶者(無)の場合は世帯全員が記載されている住民票が必要です。

## (認定対象者調査)

続柄は被保険者証には印字されませんが認定審査に必要です。詳細に記載ください。(例:長男・実父・義母・内縁・養子等)

認定対象者 氏名	配偶者の有無 (いずれか○)	有 無 (未婚・離婚・死別)	被保険者 との続柄	同居・別居 (いずれか○)
認定対象者 の収入等の 調査	① 給与(パート・アルバイト)等収入 (あり・なし) (年額 円)			
	② 自営業・農業等収入 (あり・なし) (年額 円)			
認定対象者 の収入等の 調査	③ 不動産・株・配当等収入 (あり・なし) (年額 円)			
	④ 年金等収入 (あり・なし) (年額 円) (年金の種類: □老齢年金 □遺族年金 □障害年金 □労災年金)			
認定対象者 の収入等の 調査	⑤ 1年以内に会社を退職した (はい・いいえ) 【退職金受給の場合】※「退職日のわかるもの」「退職金額のわかるもの」「退職前の年収がわかるもの」を添付 退職金支給日: 年 月 日 (退職金 円)			
	⑥ 雇用保険失業給付等について (□受給しない □受給期間延長 □受給予定 □受給中 □受給終了 □未加入) 【受給期間延長の場合、延長の理由】 □妊娠・出産・育児 ⇒ 出産(予定)日:(和暦) 年 月 日 前健康保険から「出産手当金」を受給している (はい・いいえ) □「はい」の場合 受給開始日: 年 月 日 (日額 円)※「日額のわかるもの」を添付 □本人の病気・けが 前健康保険から「傷病手当金」を受給している (はい・いいえ) □「はい」の場合 受給開始日: 年 月 日 (日額 円)※「日額のわかるもの」を添付 □親族の看病・介護 □その他(理由を記入: )			
扶養すること になった 事情 (説明不足の 場合には認定 却下となるの で注意)	①扶養の実態(今までの扶養状況と今後の状況)(別居の場合は理由を記入)			
	②被保険者が扶養しなければならない理由 ※認定対象者を扶養できる基準は、被保険者の今後の収入が家族の中でいちばん多いことです。 よってこれらを証明する添付書類が必要となります。 ※証明する添付書類が基準に反する場合には、事情を詳しくご記入ください。 ※別居の場合、添付書類が必要です。必ず別紙「添付書類の具体例」をご確認ください。			
内容によってはさらに詳しく調査させていただく場合がありますのでご了承ください				

# 被扶養者認定の手続き

(任意継続新規扶養)

## ○ 被扶養者認定のための必要書類

- ① <任継取得時に申請する場合> 「任意継続保険被保険者資格取得申請書兼扶養申請書」  
 <任継加入中に申請する場合> 「被扶養者異動届」(当健保組合よりお取り寄せください)
- ② 「扶養申請書(任意継続新規扶養)」(ホームページから出力できます)
- ③ 子供を扶養に入れる場合、配偶者の収入証明が必要です。(年間収入が多い方が扶養するのが原則のため)  
 (被保険者の配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は、省略できることもあります)
- ④ 被保険者と認定対象者との続柄が確認できる公的な証明書類が必要です。(住民票等)  
 その他の書類については、下表のとおりです。

## ○ 手続きはお早目に(認定希望日から5日以内に提出ください)

認定対象者		添付書類			収入に関する証明書等	同居者の収入に関する証明書	仕送り確認証明(手渡し不可)	在学証明書(予備校含む)	戸籍謄本(抄本)	世帯全員の住民票(記載省略なし)	前加入健康保険資格喪失証明書 国保の場合は被保険者証写し	扶養申請書(任意継続新規扶養)
		●必ず添付	▲該当すれば添付	○別居の場合添付								
配偶者	無職・無収入(市区町村発行の<0円の>「所得証明書」要)	●								●	▲	●
	収入がある場合	●								●	▲	●
	内縁	●		○				●		●	▲	●
子供	配偶者も当健康保険組合の被扶養者の場合	高校生以下の子		▲						●	▲	●
		上記以外の学生	▲	▲		●				●	▲	●
		15歳以上の学生でない者	●	▲	○					●	▲	●
	配偶者が他の健康保険に加入している場合	高校生以下の子		●						●	▲	●
		上記以外の学生	▲	●		●				●	▲	●
		15歳以上の学生でない者	●	●	○					●	▲	●
	離婚・死別等により、配偶者なしの場合	高校生以下の子								●	▲	●
		上記以外の学生	▲			●				●	▲	●
		15歳以上の学生でない者	●		○					●	▲	●
父母(養父・養母)	無職・無収入(市区町村発行の<0円の>「所得証明書」要)	●	▲	○						●	▲	●
	収入がある場合(高齢・遺族・障害・労災等年金含む)	●	▲	○						●	▲	●
(曾)祖父母		●	▲	○						●	▲	●
兄・姉弟・妹		●	▲	○	▲					●	▲	●
孫		▲	▲	○	▲					●	▲	●
その他3親等以内の親族	同居が条件	●	▲		▲	▲				●	▲	●

※健保組合への書類提出が遅れ、月をまたいだ場合は、提出月の1日までしか遡り認定ができません。

※「所得証明書」「世帯全員の住民票」は、その年の1月1日現在のお住まいの市区町村が発行します(有料)。

必ず「記載省略なし」のものをお取り寄せください(記載省略されているものは無効)。

※提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は、事前に写しをとって申請してください。

## 添付書類の具体例

給与（パート・アルバイト）等収入がある方	<input type="checkbox"/> 直近2～3カ月分の給与賞与の明細写し <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
自営業・農業等収入のある方	<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書・収支内訳書（損益計算書）の写し ※3年間提出いただく場合もあります <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
不動産・株・配当等収入のある方	<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書・収支内訳書（損益計算書）の写し ※3年間提出いただく場合もあります <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
年金等収入がある方 （高齢・遺族・障害・労災等）	<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 直近の年金振込通知書または年金改定通知書の写し等 ※遺族年金・障害年金・労災年金は「所得証明書」に載らないため、 受給中の場合は必ず直近の年金振込通知書 または年金改定通知書の写しを添付してください。 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
無職・無収入の方	<input type="checkbox"/> ＜0円の＞所得証明書（記載省略なしのもの）
失業給付を受給しない方 （受給期間延長の方も含む）	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票の写し または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し <input type="checkbox"/> 受給期間延長の場合：雇用保険被保険者離職票の写し 受給期間延長通知書の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険失業給付等に関する誓約書（ホームページから出力できます） <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
失業給付受給予定の方 （待期間中・給付制限期間中の方）	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証両面の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険失業給付等に関する誓約書（ホームページから出力できます） <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
失業給付受給中の方	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証両面の写し ※基本手当日額より年収を計算して、年収が基準額を超える場合は不認定 <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
失業給付受給が終了した方	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証両面の写し（「受給終了」の印字があるもの） <input type="checkbox"/> 前健康保険資格喪失証明書（国保の場合は被保険者証写し）
18歳以上の学生	<input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証両面の写し ※大学院生・通信教育・夜間学生などの場合は、所得証明書も必要 収入がある場合は、直近2～3カ月分の給与明細写しも提出
外国人の方（日本国籍を有しない方）	<input type="checkbox"/> 在留カードの両面または査証（ビザ）または特別永住者証明書の写し ※外国語で作成された書類の場合、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文 を添付。 <input type="checkbox"/> 住民票
海外へ在住する方（日本国籍を有する方）	
① 海外において留学する学生	<input type="checkbox"/> 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 海外に赴任する被保険者に同行する者	<input type="checkbox"/> 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住 証明書等の写し
③ 観光・保養又はボランティア活動その他 就労以外の目的で一時的に海外に渡航 する者	<input type="checkbox"/> 査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの 参加同意書の写し
④ 被保険者が海外へ赴任している間に当 該被保険者との身分関係が生じたもの であって②と同様と認められる者	<input type="checkbox"/> 出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡 航目的その他の事情を考慮して日本国 内に生活の基礎があると認められる者	<input type="checkbox"/> ※個別に判断
※①～⑤の添付書類について、外国語で作成された書類の場合、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付	
別居の方	<input type="checkbox"/> 送金証明書の写し（3回分） ※手渡し不可 ※原則として毎月、定期的・継続的に送金していない場合は、認定不可 ※「単身赴任」が理由で配偶者・子供が別居する場合、送金証明書は不要 <input type="checkbox"/> 別居世帯全員の住民票

※提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は事前に写しをとって申請してください。

※扶養認定審査時に、追加の書類をお願いすることがあります。その際はご協力をお願いします。

※被扶養者の資格調査を、定期的に行っています。別居の方は、送金証明書（3回分）の提出がない場合には  
原則扶養認定を解除させていただきますので、送金証明書は必ず保管しておいてください。